

国民健康保険税の年間保険税額を試算することができます

ID 1007508 【問合わせ】国保年金課 ☎84-0661

市ホームページに添付したエクセルシートに必要な事項を入力することで、令和6年度の保険税額を試算できます。試算結果は、税率改定後の保険税額の参考としてください。

正しい保険税額は7月に送付される当初納税通知書でご確認ください。

試算に必要なもの

◇世帯主および加入(予定)者全員分の給与や公的年金の源泉徴収票

◇確定申告書の写し

※年税額の算定にあたり、低所得世帯については減額措置(均等割額および平等割額に対して7・5・2割の減額を適用する制度)が適用されます。また、急激に収入が減額となった場合等の減免制度もあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。国保年金課までお問い合わせください。



▲試算シート



▲減免制度

後期高齢者医療保険料

保険料率、保険料賦課限度額、均等割額軽減に係る基準額が改定されます

ID 1001840 【問合わせ】あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011-558

①保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。令和6～7年度の保険料率は、次のとおり変更となります。

区分	変更前 (令和4～5年度)	変更後 (令和6～7年度)
所得割率	9.57%	11.13%※1
均等割額	49,398円	53,438円

※1 ただし、総所得金額が101万円以下の方の、令和6年度の所得割率は10.40%で計算します。

②保険料賦課限度額が変わります

令和6年度から国の基準に合わせ、現行の66万円から80万円に改定します。ただし、令和6年度については、令和6年度に新たに75歳に到達する方を除き、保険料賦課限度額を73万円とします。

③均等割額軽減に係る基準額が変わります

被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯について、軽減に係る基準額が変更されます。

均等割額の軽減措置

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行	改正後
5割	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下	43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下
2割	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)以下	43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

お忘れの申請はありませんか

【問合わせ】国保年金課 ☎84-0652

以下に該当する給付の時効は2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の主な時効

種 類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日 (診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに 医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費および高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。